

- 他省庁補助金等の関連する他の政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の要件を満たした事業には、申請上限件数の緩和の弾力措置を講じる。

＜対象事業の例＞ 主務大臣による認定を受けた政策・施策間連携に関する事業計画に基づく事業等

● 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）において弾力措置の対象となる事業

連携する省庁	第2世代交付金の弾力措置の対象となる事業
内閣府地方創生推進事務局 ・地方創生推進室	「地域再生計画（地域再生エリアマネジメント負担金制度）」に基づき行う事業の実施を促進することが認められる事業
	「地域再生計画（商店街活性化促進事業）」に基づき行う事業の実施を促進することが認められる事業
	「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けている事業者と連携する事業
	「SDGs未来都市計画」に基づく事業
	「中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画」において、「中心市街地の活性化に関する事項」に明記される事業（真に中心市街地活性化に関する事業に限る。）
内閣府総合海洋政策推進事務局	有人国境離島法の「都道府県計画」において「雇用機会の拡充等に関する事項」に明記される事業
経済産業省	地域未来投資促進法の「基本計画」に明記される事業
文化庁	文化財保護法の「文化財保存活用大綱」、「文化財保存活用地域計画」に明記される事業
環境省	「脱炭素先行地域計画」又は「地方公共団体実行計画」に明記される事業

- 「SDGs未来都市」に選定された地方公共団体が、「SDGs未来都市計画」に基づき行う取組を促進するため、**新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）**を活用して行う事業について**申請上限件数を緩和**する。

- ▶ 内閣府地方創生推進室及び内閣府地方創生推進事務局の取組

内閣府地方創生推進室の取組

SDGs未来都市の選定

地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組の提案を公募し、「SDGs未来都市」を選定する。
選定された都市は、国とも連携しながら提案内容をさらに具体化し、「SDGs未来都市計画」を策定し、取組を積極的に実施する。国は、SDGs未来都市の取組の円滑な実施に向けて、選定都市への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

地方公共団体によるSDGsの達成に資する取組を第2世代交付金により支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

- 上記の地方公共団体が作成する「SDGs未来都市計画」に記載された事業について、
 - 通常の申請上限件数を超えて申請できることとする。
- (想定される事業例)
経済、社会及び環境の三側面における地域資源を活用した産業振興、循環型社会の形成、まちの賑わいの創出、移住・定住促進や観光振興等に関する事業。

第2世代交付金の取組